十九　当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に期間の制限がある場合にあっては、その内容

二十　当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に伴う違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

二十一　前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に係る条件等がある場合にあっては、その内容

二十二　当該小売電気事業者又は小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この条及び次条において「取次業者」という。）からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に関する事項

二十三～二十五　［略］

2　［略］

3　小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十六号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4～13　［略］

（小売供給の登録申請）

第四十五条の七　［略］

2　［略］

3　法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

三の二　様式第三十一の九の二の事業計画書

四～六　［略］

4　［略］

（小売供給の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知）

第四十五条の十二　法第二十七の二十第二項の規定により周知させようとする登録特定送配電事業者は、その小売供給を休止し、又は廃止しようとする日（以下この条において「休廃止日」という。）の前日から起算して六十日前の日（契約電力の値が五十キロワット以上の小売供給に関する契約を締結している場合又はその小売供給の相手方の数が一万以上である場合にあっては、休廃止日の前日から起算して九十日前の日）までに、次の各号のいずれかの方法により、その小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。

一～五　［略］

十九　当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に期間の制限がある場合にあっては、その内容

二十　当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に伴う違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

二十一　前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に係る条件等がある場合にあっては、その内容

二十二　当該小売電気事業者からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に関する事項

二十三～二十五　［略］

2　［略］

3　小売電気事業者又は小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この条及び次条において「取次業者」という。）が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十六号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4～13　［略］

（小売供給の登録申請）

第四十五条の七　［略］

2　［略］

3　法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

［新設］

四～六　［略］

4　［略］

（小売供給の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知）

第四十五条の十二　法第二十七の二十第二項の規定により周知させようとする登録特定送配電事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、その小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。

一～五　［略］